

07.50

手数料等の減免の申請の取扱い（特）

1. 手数料等の減免の内容

「表」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄に掲げる者が、自己の出願についての出願審査の請求の手数料又は自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料の減免に係る申請書を出願審査請求書<sup>注1</sup>又は特許料納付書の提出と同時に<sup>注2</sup>提出した場合には、それぞれ同表の第4欄に掲げる措置を行う。

「表」

手数料等	減免の対象者	根拠規定	措置内容
(1) 出願審査の請求の手数料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者 (→07.52)	特許法195条の2(手数料令1条の2第1号イ)	免除
	イ. 市町村民税非課税の者 (→07.52)	特許法195条の2(手数料令1条の2第1号ロ)	
	ウ. 個人所得税非課税の者 (→07.52)	特許法195条の2(手数料令1条の2第1号ハ)	1/2に軽減
	エ. 個人事業税非課税の者 (→07.52)	特許法195条の2(手数料令1条の2第1号ニ)	
	オ. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07.52)	特許法195条の2(手数料令1条の2第2号)	
	カ. 中小事業者(*2)であって、他の中小事業者(*2)以外の法人による特定支配関係がない(*1)者 (→07.53)	特許法195条の2の2(特施令10条1号イからソまで)	

(1) 出願 審査の請求 の手数料	キ. 中小事業者(*2)であって、研究開発要件を満たす者 (→07.54)	特許法195条の2の2(特施令10条2号イからニまで)	1 / 2に軽減	
	ク. 大学等研究者 (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号イ)		
	ケ. 大学等 (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ロ)		
	コ. 承認TLO (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ハ)		
	サ. 試験研究独立行政法人又は試験研究特殊法人 (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ニ)		
	シ. 試験独法関連TLO (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ホ)		
	ス. 公設試験研究機関を設置する者 (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ヘ)		
	セ. 試験研究地方独立行政法人 (→07.55)	特許法195条の2の2(特施令10条3号ト)		
	ソ. 小規模(*3)の個人事業主 (→07.56)	特許法195条の2の2(特施令10条4号イ)		1 / 3に軽減
	タ. 小規模(*3)企業であって他の中小事業者(*2)以外の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07.56)	特許法195条の2の2(特施令10条4号ロ)		
チ. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主 (→07.57)	特許法195条の2の2(特施令10条5号イ)			

(1) 出願審査の請求の手数料	ツ. 資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ特定法人(*4)以外の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07. 57)	特許法195条の2の2(特施令10条5号ロ)	1/3に軽減
	テ. 福島復興再生特別措置法第86条に規定する認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小事業者(*2) (→07. 58)	特許法195条の2の2(特施令10条6号)	1/4に軽減
(2) 第1年分から第10年分までの特許料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者 (→07. 52)	特許法109条(特施令9条1号イ)	免除 (第1年分から第3年分まで)
		特許法109条(特施令9条1号イ)	1/2に軽減 (第4年分から第10年分まで)
	イ. 市町村民税非課税の者 (→07. 52)	特許法109条(特施令9条1号ロ)	免除 (第1年分から第3年分まで)
		特許法109条(特施令9条1号ロ)	1/2に軽減 (第4年分から第10年分まで)
	ウ. 個人所得税非課税の者 (→07. 52)	特許法109条(特施令9条1号ハ)	1/2に軽減
	エ. 個人事業税非課税の者 (→07. 52)	特許法109条(特施令9条1号ニ)	
オ. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07. 52)	特許法109条(特施令9条2号)		

(2) 第1年分から第10年分までの特許料	カ. 中小事業者(*2)であって、他の中小事業者(*2)以外の法人による特定支配関係がない(*1)者 (→07.53)	特許法109条の2第1項(特施令10条1号イからソまで)	1/2に軽減
	キ. 中小事業者(*2)であって、研究開発要件を満たす者 (→07.54)	特許法109条の2第1項(特施令10条2号イからニまで)	
	ク. 大学等研究者 (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号イ)	
	ケ. 大学等 (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ロ)	
	コ. 承認TLO (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ハ)	
	サ. 試験研究独立行政法人又は試験研究特殊法人 (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ニ)	
	シ. 試験独法関連TLO (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ホ)	
	ス. 公設試験研究機関を設置する者 (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ヘ)	
	セ. 試験研究地方独立行政法人 (→07.55)	特許法109条の2第1項(特施令10条3号ト)	
	ソ. 小規模(*3)の個人事業主 (→07.56)	特許法109条の2第1項(特施令10条4号イ)	1/3に軽減

(2) 第1年分から第10年分までの特許料	タ. 小規模(*3)企業であって他の中小事業者(*2)以外の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07. 56)	特許法109条の2第1項(特施令10条4号ロ)	1 / 3に軽減
	チ. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主 (→07. 57)	特許法109条の2第1項(特施令10条5号イ)	
	ツ. 資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ特定法人(*4)以外の法人による特定支配関係がない(*1)法人 (→07. 57)	特許法109条の2第1項(特施令10条5号ロ)	
	テ. 福島復興再生特別措置法第86条に規定する認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小事業者(*2) (→07. 58)	特許法109条の2第1項(特施令10条6号)	1 / 4に軽減

(\*1) 「特定支配関係がない」とは、a.及びb.に該当していることを指す(手数料令1条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項)。

a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

b. 申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

(\*2) 「中小事業者」とは、申請書を提出する日において特許法施行令第10条第1号のいずれかに該当する者を指す。

(\*3) 「小規模」とは、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては5人)以下であることを指す。

(\*4) 「特定法人」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人を指す(特施令9条2号イ、10条5号ロ)。

## 2. 申請書の省略

減免に係る申請人は、出願審査請求書<sup>注1</sup>又は特許料納付書にa.及びb.の事項を記載することにより、申請書の提出を省略することができる(特施規7

2条3項、73条3項)。また、電子情報処理組織を使用して出願審査の請求の手数料又は特許料の減免に係る申請を伴う出願審査の請求又は特許料の納付を行う場合は、出願審査請求書<sup>注1</sup>又は特許料納付書にa.及びb.の事項を記録しなければならない(特例施規12条)。

なお、第1年分から第3年分の特許料に係る免除の申請をする者にあつては(国又は免除を受ける者以外の者との共有に係る場合を除く。)、特許料減免申請書の提出を省略することができない。

a. 出願審査請求書<sup>注1</sup>においては、特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は同条第2項各号。特許料納付書においては、特許法施行令第11条第1項各号又は同条第2項各号。

b. 申請書の提出を省略する旨

### 3. 申請書に添付する証明書の省略

減免に係る申請人は、申請書にそれぞれの要件に該当することを証する書面(以下「証明書」という。)を添付しなければならないが、特許庁長官がその必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを省略させることができる(特施令11条、手数料令1条の3、特施規74条、74条の2)。

実務上、減免の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に減免に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

### 4. 出願審査の請求の手数料の減免適用件数の限度

減免の要件を満たす対象者のうち一部の者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数につき、上限が定められている。

#### (1) 対象者

上記4.の減免の適用件数の制限を受ける者は、次に掲げる者である。

ア. 特許法第195条の2ただし書の政令で定める者以外の者(手数料令1条の5第1項)

a. 個人所得税非課税の者(手数料令1条の2第1号ハ)

b. 個人事業税非課税の者(手数料令1条の2第1号ニ)

c. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人による特定支配関係がない法人(手数料令1条の2第2号)

イ. 特許法第195条の2の2ただし書の政令で定める者以外の者(手数料令1条の5第2項)

a. 中小事業者であつて、他の中小事業者以外の法人による特定支配関係がない者(特施令10条1号イからソまで)

b. 中小事業者であつて、研究開発要件を満たす者(特施令10条2号イからニまで)

#### (2) 上限件数

4.(1)ア.及びイ.の対象者が各年度<sup>注3</sup>で減免を受けられる上限件数は、180件(基準件数<sup>注4</sup>)であり(特施規75条)、加えて、特許法第1

95条の2ただし書及び同法第195条の2の2ただし書で以下の要件が定められている。

特許法第195条の2ただし書で定める件数は、各年度<sup>注3</sup>において、基準件数<sup>注4</sup>から、当該年度において同法第195条の2の2の規定による出願審査の請求の手数料の減免を受けた特許出願の件数を減じた件数とする（手数料令1条の6第1項）。

同様に、特許法第195条の2の2ただし書で定める件数は、各年度<sup>注3</sup>において、基準件数<sup>注4</sup>から、当該年度において同法第195条の2の規定による出願審査の請求の手数料の減免を受けた特許出願の件数を減じた件数とする（手数料令1条の6第2項）。

例えば、4.（1）ア.の対象者が特195条の2の要件で1年度に合計20件の減免申請をした場合、同一の者が4.（1）イ.の対象者として特195条の2の2の要件で減免申請をすることができる当該年度の件数は160件までとなる。

## 5. 減免を受ける者を含む者の共有に係る減免の適用について

### （1）手続の方法

特許法第107条第3項又は第195条第6項の規定により、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、持分の割合に応じて減免が受けられる<sup>注5</sup>。これらの規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書<sup>注1</sup>又は特許料納付書に、国を含む者の共有に係るときは「【持分の割合】」の欄に国以外のすべての者の持分の割合を、それ以外の減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、出願審査請求書は「【手数料に関する特記事項】」、特許料納付書は「【特許料等に関する特記事項】」、手続補正書<sup>注6</sup>又は誤訳訂正書<sup>注7</sup>は「【その他】」の欄に減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合をそれぞれ記載するとともに、「【その他】」の欄に正規の納付金額に対する出願審査の請求の手数料又は特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合<sup>注8</sup>を記載し、持分を証明する書面を添付して提出しなければならない。

ただし、特許庁長官がその提出の必要が無いと認めるときは、当該持分を証明する書面（以下「持分証明書」という。）の提出を省略させることができる（出願審査請求書：特施規27条4項、31条の2第2項、様式第44備考5及び6。手続補正書：特施規27条4項、31条の2第2項、様式13備考18及び19。誤訳訂正書：特施規27条4項、31条の2第2項、様式15の2備考10及び11。特許料納付書：特施規69条2項及び3項、様式第69備考6及び7、様式第70備考3及び4。）。

実務上、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合において、特許法施行規則第27条第4項又は第69条第2項の規定に従って、適式に持分の記載を行った場合には、持分証明書の提出の必要がないと認め、これを省

略させることができるものとして取り扱う<sup>注9</sup>。

(2) 出願審査請求書の記載例

(例) ○○○○省東北地方○○局長(持分1/3)と国立大学法人○○○  
○大学(持分1/3)と株式会社○○○○(小規模企業)(持分1/3)  
の共有の場合において、審査請求料減免申請書の提出を省略する場合。

(記載例)

【書類名】 出願審査請求書

・(略)

【請求項の数】 1

・(略)

【出願の表示】

【出願番号】 特願20○○-○○○○○○

【請求人】

【識別番号】 . . . . .

【住所又は居所】 . . . . .

【氏名又は名称】 ○○○○省東北地方○○局長

【請求人】 (\*1)

【識別番号】 . . . . .

【住所又は居所】 . . . . .

【氏名又は名称】 国立大学法人○○○○大学

【代表者】 ○○ ○○

【請求人】 (\*1)

【識別番号】 . . . . .

【住所又は居所】 . . . . .

【氏名又は名称】 株式会社○○○○

【代表者】 ○○ ○○

・(略)

【持分の割合】 2/3

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 ○○○○○○

【納付金額】

【手数料に関する特記事項】 (\*2)

特許法施行令第10条第3号ロに掲げる者に該当する請求人である。

(国立大学法人○○○○大学 持分1/3)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第4号ロに掲げる者に該当する請求人である。

(株式会社○○○○ 持分1/3)。減免申請書の提出を省略する。

【その他】 手数料の納付の割合5/18

(\*1) 【請求人】の欄には、減免を受ける者を含めて記載する。

(※2) 【手数料に関する特記事項】には、減免を受けるための根拠条文を、「特許法施行令第10条第○号○に掲げる・・・」のように号の細分(イ、ロ等)まで<sup>注10</sup>記載しなければならない(特施規様式第44備考6)。

(3) 特許料納付書の記載例

(例) ○○ ○○ (市町村民税非課税の者) (持分1/5) と○○県(公設試験研究機関) (持分1/5) と独立行政法人○○○○(試験研究独立行政法人) (持分1/5) と○○○○株式会社(持分2/5) の共有の場合において、特許料減免申請書の提出を省略する場合。

(記載例)

【書類名】 特許料納付書

・ (略)

【出願番号】 特願2000-0000000

【請求項の数】 1

【特許出願人】 (\*1)

【住所又は居所】 . . . . .

【氏名又は名称】 ○○ ○○

【特許出願人】 (\*1)

【住所又は居所】 . . . . .

【氏名又は名称】 ○○県

【特許出願人】 (\*1)

【住所又は居所】 . . . . .

【氏名又は名称】 独立行政法人○○○○

【特許出願人】

【氏名又は名称】 ○○○○株式会社

・ (略)

【納付年分】 第1年分から第3年分

【特許料等に関する特記事項】 (\*2)

特許法施行令第9条第1号ロに掲げる要件に該当する特許出願人である。  
(○○ ○○ 持分1/5)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第3号へに掲げる者に該当する特許出願人である。  
(○○県 持分1/5)。減免申請書の提出を省略する。

特許法施行令第10条第3号ニに掲げる者に該当する特許出願人である。  
(独立行政法人○○○○ 持分1/5)。減免申請書の提出を省略する。

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 ○○○○○○

【納付金額】

【その他】 特許料の納付の割合3/5

(※1) 【特許出願人】の欄には減免を受ける者を含めて記載し、減免を受け

る者は、【特許出願人】の欄の次に【住所又は居所】及び【氏名又は名称】の欄を設けて記載する。

(※2) 【特許料等に関する特記事項】には、減免を受けるための根拠条文を、「特許法施行令第10条第○号○に掲げる・・・」のように号の細分(イ、ロ等)まで<sup>注10</sup>記載しなければならない(特施規様式第69備考7)。

(改訂令和6・4)

---

注<sup>1</sup> 出願審査の請求後に、手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書(特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項)。

注<sup>2</sup> 特許料の免除を受ける者にあっては、特許法第108条第1項に規定する期間内(特施規72条2項)。

注<sup>3</sup> 毎年4月1日から翌年3月31日までをいう(手数料令1条の6第1項)。

注<sup>4</sup> 特許法第109条の2第2項に規定する中小企業者以外の会社の平均的な出願審査の請求の件数を勘案して経済産業省令で定める件数をいう(手数料令1条の6第1項)。

注<sup>5</sup> 出願時に出願人の権利の持分を届け出たとき又は出願後に特許法第34条第4項若しくは第5項の規定により出願人の権利の持分を届け出たときであって、その届け出ている持分(特許登録令施行規則第7条第5項又は第28条第3項に基づき登録原簿に記録されている持分を含む。以下同じ。)に変更がないときは、出願審査の請求書等の手続書類又は特許料納付書の所定の箇所に、届け出ている持分を記載する。すでに届け出ている持分を変更したときは、その事実を証明する書面を添付して、出願人名義変更届又は移転登録申請書を提出する。

注<sup>6</sup> 特許法施行規則第11条第4項の補正に係るものに限る。

注<sup>7</sup> 特許法施行規則第11条の2第2項において準用する同規則第11条第4項の規定により請求項の数を増加する補正に係るものに限る。

注<sup>8</sup> 誤訳訂正書については、特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の正規の金額に対する特許法施行規則第11条の2第2項において準用する同規則第11条第4項に規定する手数料の金額(減免を受ける者にあっては、その減免後の金額)に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載する。

注<sup>9</sup> 特許法施行規則第27条第3項の規定に従って適式に持分の記載を行った場合も、同様に取り扱う。

注<sup>10</sup> 特許法施行令第9条第2号、10条第6号及び手数料令第1条の2第2号の条文を記載する場合は、「特許法施行令第○条第○号に掲げる・・・」のように号まで記載する。